

## 実質化された人・農地プラン

[岡・大坪・下余・上納持・平原・上余・栗山・小平・滝貞]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	余谷地区	令和 3年 3月 22日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	134.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>余谷地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は13.5haであり、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は11.3haであり、新たな農地の受け手を確保する取り組みを検討する必要がある。また、地域の特色を生かした土地利用活用や組織体制が課題である。</p>
<p><b>岡地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。今後、耕作放棄地や高齢化による担い手不足が懸念される。集落外のからの担い手を確保し、特産化作物を導入することが課題であり、そのためには鳥獣被害対策を講じた上で耕作放棄地の基盤整備が課題である。</p>
<p><b>大坪地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地や高齢化による担い手不足が課題である。基盤整備の耕作条件が悪いため水路整備等が課題である。</p>
<p><b>下余地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。大規模農業を行うため集落営農や組織の検討が課題である。</p>
<p><b>上納持地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地や担い手不足が課題であるが、機械の大型化により区画整備が課題である。また、地域にあった特産化作物の導入と鳥獣害防止対策も課題である。</p>
<p><b>平原地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地や高齢化による担い手不足が課題である。</p>
<p><b>上余地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地や高齢化による担い手不足が課題である。</p>
<p><b>栗山地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地の増加が鳥獣被害の増加につながっており、耕作放棄地の解消が課題である。</p>
<p><b>小平地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地や高齢化による担い手不足が課題である。</p>
<p><b>滝貞地区</b>                      地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。宇佐・国東地域農業遺産の指定を受け、今後の棚田保全の維持管理が課題である。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

余地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者経営体が担うほか、営農集落組織の検討や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。今後は、各行政区の農地は人・農地プランに記載されている各行政区内の規模拡大の意向のある中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積・集約していく。また、認定農業者や規模拡大の意向のある中心経営体がない行政区は、余谷地区内の他の行政区の中心経営体に集積・集約していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農	A	WCS、水稻等	8.00 ha	WCS、水稻等	14.00 ha	
認農	B	水稻	1.00 ha	水稻	2.00 ha	
認農	C	WCS、水稻等	7.00 ha	WCS、水稻等	13.00 ha	
認農	D	飼料作物	1.40 ha	飼料作物	1.40 ha	
認農	E	WCS、水稻等	5.60 ha	WCS、水稻等	5.60 ha	
認農	F	水稻、果樹	1.50 ha	水稻、果樹	1.50 ha	
認農	G	水稻、飼料作物	9.90 ha	水稻、飼料作物	9.90 ha	
認農	H	果樹	0.10 ha	果樹	0.10 ha	
認農	I	水稻、果樹	1.50 ha	水稻、果樹	1.50 ha	
認農	J	WCS、水稻等	3.00 ha	WCS、水稻等	3.00 ha	
認農法	K	水稻、飼料作物	0.80 ha	水稻、飼料作物	0.80 ha	
到達	L	果樹	0.70 ha	果樹	0.70 ha	
到達	M	水稻、果樹	1.00 ha	水稻、果樹	1.00 ha	
到達	N	WCS	0.60 ha	WCS	0.60 ha	
到達	O	水稻	0.80 ha	水稻	0.80 ha	
到達	P	水稻、野菜等	1.00 ha	水稻、野菜等	1.00 ha	
	Q	ゆず	0.30 ha	ゆず	1.00 ha	
	R	水稻、果樹	1.40 ha	水稻、果樹	1.40 ha	
	S	水稻、果樹	2.70 ha	水稻、果樹	2.70 ha	
	T	水稻	1.90 ha	水稻	1.90 ha	
	U	果樹、水稻等	2.50 ha	果樹、水稻等	2.50 ha	
	V	水稻	1.60 ha	水稻	1.60 ha	
	W	水稻、果樹	1.30 ha	水稻、果樹	2.30 ha	
計	23 人		55.6 ha		70.3 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の貸付け等の意向</b> アンケート結果により、現状では農地の貸付等の意向は26筆把握している。今後も、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、各地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行い、余谷地区の区長会等で情報共有を行う。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 貸付け等の意向をもとに岡、平原、上納持、下余地区を重点的に将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p><b>基盤整備への取組方針</b> 平原集落は、中山間地域総合整備事業により、素掘り隧道を改修し、用水路の改修を行い安定した用水の確保工事を行った。 下余集落は同事業にて老朽化した用水路の工事を行っている。 余地区は、水路が老朽化しているので水路改修や基盤整備事業を検討し、生産効率の向上や農地集積・集約化を図る。</p>
<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b> 米の土地利用型作物以外に、収益性の高い柚子などの園芸作物の生産、6次産業化して特産品になるような作物も検討していく。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 鳥獣被害防止(シカ、イノシシ)対策を、各行政区ごとにまとめて電気柵や防護柵を取組むことを検討する。</p>

農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	岡 三ノ尾13	2,727		
2	岡 三ノ尾14	3,562		
3	岡 南171	2,034		
4	岡 南174	1,809		
5	平原 葦苅ノ内108	938		
6	平原 上の平584	905		
7	平原 引石737	333		
8	平原 引石741	611		
9	平原 引石742	733		
10	平原 引石760-1	718		
11	上納持 下之屋敷41-1	1,160		
12	上納持 籐台132	2,311		
13	上納持 中須賀113-1	800		
14	上納持 四通2	1,328		
15	上納持 四通13-1	706		
16	上納持 黒木469-1	1,231		
17	上納持 黒木469-2	1,594		
18	上納持 黒木469-3	1,752		
19	上納持 黒木483-1	503		
20	上納持 黒木472-1	580		
21	上納持 黒木472-2	546		
22	下余 本弓163-1	892		
23	下余 本弓164	823		
24	下余 前田142-1	1,500		
25	下余 前田146-1	1,776		
26	下余 前田149-1	814		
	計	32,686	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。